

学生等の逮捕について

【ご質問】（投稿日：2017年11月1日）

平成29年10月31日、大学職員の職務を妨害したなどとして、京都府警察が学生1名、他1名を公務執行妨害容疑で逮捕、熊野寮を家宅捜索した旨報道されています。また同日、京都大学ホームページに「本学学生等の逮捕について」というページが公開されました。

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/kosei/news/2017/171031.html
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/kosei/news/2017/171031.html?utm_source=dlvr.it&utm_medium=twitter>

このことについて、以下の通り質問いたします。

1.

逮捕容疑に関して、京都大学から京都府警察へ通報等を行ったか否かお聞かせください。通報等を行った場合、いつ、どのような理由での通報等を行ったか、また通報等を行うことを決定した責任者を具体的にお聞かせください。

2.

上記「本学学生等の逮捕について」に記載の「大学業務を妨害する行為」に関して、大学業務および妨害する行為とは具体的にどのようなものであったかお聞かせください。

3.

大学自治について京都大学としてどのように考えておられるか、本件を含めお聞かせください。

【回答】（回答日：2017年11月6日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

1. 2.

本年8月9日、10日に実施したオープンキャンパスに係る警備業務を行っていた本学職員に対して、当該者からの暴力行為による業務妨害があったため、このことについて京都大学として告発することを、学内におけるしかるべき過程を経て決定しました。

3.

京都大学は学問の自由を保障する大学の自治を重要視しています。しかし、本件事案が大学の自治に抵触するとは理解していません。大学の自治は治外法権を含意せず、学内において犯罪行為を行った者には、刑事司法として対処がなされるべきであることは、『「大学の自治」について』への回答（2016年7月11日付）に述べたとおりです。